

町民の参加と協働による「かみふらのづくり」

そのための

『自治基本条例（仮称）』です

町では、まちづくりを進めていくための基本的なルールを定める「自治基本条例（仮称）」づくりを進めています。

昨年11月から、町民6名による「自治基本条例づくり検討会議」において、上富良野町に合った自治基本条例とは何かなどの論議が進められ、現在まで13回の会議が開催されています。

（委員の構成は広報2月10日号で紹介）
自治基本条例は、全国的にもまだ新



平成19年5月16日第13回会議

しい取組みで、条例の名称や内容も様々ですが、平成13年4月に施行された二セコ町の「まちづくり基本条例」は先駆的な存在です。道内市町村においても、先進的な取組みを参考に条例化が進められています。

自治体の役割の変化による自治基本条例の必要性

平成12年4月に地方分権一括法が施行され、国と地方自治体は対等協力の関係となり、本格的な地方分権時代を迎えました。

このことは、国から地方自治体に対して権限などの移譲が進められることで、私たちがまちづくりを主体的に進めていく環境が拡大されることになり、地域の課題は地域で解決していく「自己決定と自己責任」によるまちづくりが求められてきています。

自治体の環境が変化する中、地域で物事を進めていくためには、自治体運営に町民の参加を図りながら、行政と

町民の協働によるまちづくりを充実させていくことが重要になってきています。

自治基本条例って何だろう

自治基本条例とは、自分たちのまち（地域社会）をどのように築いていくか、地域を構成する全ての人々が互いに守っていく基本ルールをまとめたものです。

学校や社会には規則が、社会には道徳や法律があるように、それぞれの社会を円滑に発展させるためには、お互いが守るべきルールがあります。自治基本条例は、このように上富良野町という単位で物事を考え決定していく場合、どのように決定していくか、まちづくりの仕組みなどを定める自治の基本ルールと考えます。

キツカケから現在まで

町では、平成16年4月に「自立に向けた上富良野再生プラン」新行財政改革基本方針」を決定し、計画目標である平成20年度に向けて「持続可能な財政構造への転換」と「協働システムづくり」を進めていくこととなり、この具体化として「自治基本条例の制定」が位置づけられました。

平成16年11月、行政内部に「自治基本条例研究プロジェクト」が作られ、

先進事例を研究する中、自治基本条例を考える参考として、平成18年3月、プロジェクト報告書が作成されました。

自治基本条例づくり検討会議の経過

昨年11月29日の第1回会議以降、自治基本条例とは何かなどの論議から、富良野市の「情報共有と市民参加のルール条例」の研究と、この条例に携わった札幌大学の福土教授の講演拝聴、研究プロジェクト代表者との意見交換を行いました。第10回目から、プロジェクト報告書を参考に条例内容の研究を進めてきています。

《論議されている主な点》

- ◆自治基本条例が町民に知られて（浸透して）いない中、生かされた条例とするためには、どのように広めていくか。
- ◆情報共有と参画を浸透させていくためには、具体的にどうしていくか。
- ◆町政運営の実効性をどう高めていくか。
- ◆町民にわかりやすい条例にするためには、どのような表現方法とするか。
- ◆会議録は、町政情報提供コーナー（役場1階）、行政ホームページでご覧いただけます。
- ◆自治基本条例づくりの取組みは、今後とも広報誌などでお知らせしていきます。

問合せ

町民生活課自治推進班

☎ 6985